

# PCB廃棄物の早期処理に係る国の取組

平成30年2月  
環境省廃棄物規制課

# 周知・広報の取組について

- 環境省では現在までに以下の取組を実施
  - 関係省庁から業界団体等1,001団体に対し、PCB廃棄物の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について、文書で通知(10/6時点)
  - チラシ22万部(A4表裏)及びポスター約2万部(A2)を印刷。都道府県市、関係省庁及び関係業界団体により共同配布・掲示
  - PCB早期処理情報サイトに、適正な処分の必要性や手続きについて説明した動画を公開
  - 新聞紙面を活用した周知(全国紙、業界紙、地方紙)
  - テレビ・ラジオにおける周知
  - 北九州エリア全17県、全国30か所での事業者向け説明会



- 今後の取組予定
  - Web広告を用いたPCB廃棄物等の保管事業者等に向けた全国的な情報発信
  - 処分期限が間近な地域に対してテレビCMを用いた重点的な情報発信
  - チラシ、パンフレットの増刷

# 政府の率先実行の取組状況

## <取組の状況>

- PCB廃棄物処理基本計画(閣議決定)に基づき各省庁が実行計画を策定・公表し、取組を実施
- 所管施設のPCB廃棄物に関し早期処理を進めているほか、関係団体等に周知を実施
- 昨年9月に、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーについては、各省庁が自ら管理する施設において保有している高濃度PCB使用製品は存在せず、かつ、高濃度PCB廃棄物は全て処理の見込みが立っている状況を最終確認し、取りまとめ済み。



## <今後の方針>

- 今後、変圧器・コンデンサーについて、他地域でも処理期間中に率先して同様に最終的な確認を行っていくほか、安定器・汚染物等についても、効率的な調査方法の検討等を進めつつ、確認を進めていく。
- 政府全体の処理状況の進捗については、基本的に毎年度秋頃にとりまとめ・公表を行うこととする。

# 環境省地方環境事務所における平成30年度の定員要求

- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーにおいては、30年度の1年間という短期間で改善命令・代執行を行う必要があり、自治体と同時並行で指導にあたる必要がある。
- 平成30年度から安定器の掘り起こし調査が本格化。**期限内に全量を把握し期限内に処理するため、自治体に指導が必要。
- これらのことから、国としてもPCB廃棄物・PCB使用製品の保管・所有事業者への指導及び都道府縣市への助言等を行うことのできる十分な体制を確保するため、以下のとおり定員を要求。

地方環境事務所	職位	要求定員数	現定員数	合計
北海道地方環境事務所(札幌市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
東北地方環境事務所(仙台市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
関東地方環境事務所(さいたま市)	補佐(PCB担当)	1	0	1
中部地方環境事務所(名古屋市)	補佐(PCB担当)	0	1	1
<b>近畿地方環境事務所(大阪市)</b>	<b>補佐(PCB担当)</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	2	4	6
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	2	5	7

※上記以外にも併任で担当する職員を配置

## 従事する業務(案)

- 未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握する調査(掘り起こし調査)、処分の促進等に関する専門的・技術的視点からの助言又は勧告
- 事業者や関係省庁地方機関、環境省本省との調整
- 国自ら事務(報告徴収、立入検査、改善命令、行政代執行等)を執行する際の調整
- 掘り起こし調査、処分の促進等に関する進捗の加速化が必要な都道府縣市への助言、勧告、是正の指示等
- その他、必要に応じて廃棄物・リサイクル対策課が所管する業務

## 主な応募要件(案)

- 以下のいずれかの資格・業務に従事した経験を有すること
- 第一種電気工事士又は第二種電気工事士
  - 電気主任技術者
  - 電気設備の保守点検の業務
  - PCB使用製品の製造等に関する業務
  - 行政機関におけるPCB又は電気保安に係る業務
  - 行政機関における行政代執行等に係る業務

# 平成30年度PCB関連予算案の概要

事業名	基本計画における取組	事業内容
<b>PCB廃棄物適正処理対策推進事業</b> 135,823千円(142,355千円)	早期かつ確実な期限内 処理完了に向けた処理 促進	処分期間は逼迫した状況であり、PCB廃棄物の期限内処理の履行 に向けた早急な取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方自治体を実施する未届けのPCB廃棄物等の掘り起こし調査                              の効率化・加速化の実施及び早期処理体制の構築</li> <li>● 地方自治体の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、                              これを公開することにより、調査の進捗状況を管理</li> <li>● 北九州事業エリアにおける改善命令・代執行実施に係る相談に対                              応するための窓口設置や専門家の派遣</li> <li>● 使用中の機器の早期廃棄及び処理完了に向け、使用中機器所有                              者の関係機関との連携体制を構築</li> </ul>
	微量PCB汚染廃電気機 器等の処理	微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進に係る下記の取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 無害化処理施設の認定及び新たな方策の検討</li> </ul>
<b>PCB廃棄物対策推進費補助金</b> 1,300,000千円(1,100,000千円)	PCB廃棄物の確実かつ 適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 費用負担能力が小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理費用を                              軽減</li> <li>● 行政代執行の支援のための基金を創設</li> </ul>
<b>PCB廃棄物処理のための拠点的施設整                      備事業</b> 1,400,000千円(1,700,000千円)	JESCOにおける安全を 第一とした適正かつ確実 な処理	拠点的広域処理施設整備に係る下記費用の一部を補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理能力が不足している設備及び処理が不得意な機器の処理を                              行うための設備の改造</li> <li>● 新しい処理期間中の処理施設の経年的な劣化によるトラブル等を                              防止するために点検・補修</li> </ul>
<b>PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状                      回復事業</b> 3,500,000千円(3,000,000千円)	処理完了後のJESCO の事業終了のための準 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の適正かつ速やかなPCB除去・原状回復を確実にするため、                              JESCOに出資</li> </ul>
<b>設備の高効率化改修支援事業</b> 1,200,000千円の内数(1,050,000千円)	PCB廃棄物の確実かつ 適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PCB使用照明器具のLED化に対する補助により、PCB廃棄物の                              期限内早期処理とCO2削減の同時達成</li> </ul>



# PCB廃棄物適正処理対策推進事業

平成30年度予算（案）  
136百万円（142百万円）

## 背景・目的

- 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）による全国5箇所のPCB処理施設の期限を延長。この際、地元自治体の受入条件として、「期限の再延長はしない」ことを約束
- 地元と約束した期限を確実に達成するため、昨年8月に改正PCB特措法が施行され、原則、約束期限の1年前までに保管事業者に対してJESCOへの処分委託を義務付け
- 改正法で処分委託を義務付けた処分期間は、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーでは平成29年度末に終期を迎え、平成30年度末には地元と約束した期限を迎えるという逼迫した状況
- 期限達成には、国内にある全ての高濃度PCB廃棄物の処分委託が必要であり、地方自治体が把握していない高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査や改正法に基づく改善命令・代執行等のあらゆる手段を早急に講じなければならない
- 地方自治体において未だ把握されていないPCB廃棄物等の掘り起こし調査を一刻も早く完了させるため、調査の効率化に向けた支援策が不可欠
- 北九州事業エリアにおいて必要となる改善命令・代執行が滞りなく速やかに実施されるための支援策が不可欠
- 低濃度PCB廃棄物については、処理促進のための受け皿の充実・多様化が必要

## 事業概要

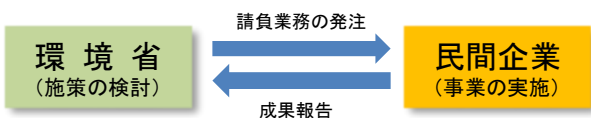
- PCB廃棄物の期限内処理のための窓口設置や専門家派遣を行い、調査等の確実化・効率化・早期化を図る
- 掘り起こし調査結果から新たに把握されたPCB廃棄物等の種類、個数、所有・保管業種等を解析し、未把握廃棄物等の残存量の推計を行う
- 掘り起こし調査及び事業者指導に向け、PCB使用製品の製造者、電気保安関係事業者等の関係機関との連携体制を構築・強化するための体制を構築する
- 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る

## 事業目的・概要等

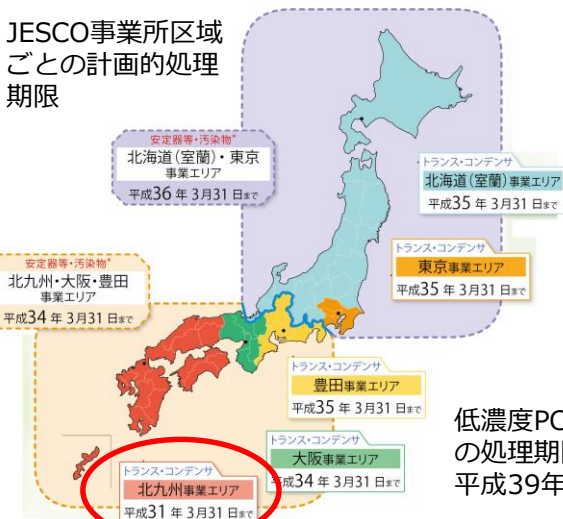
## 期待される効果

- 地方自治体の行う掘り起こし調査の実施加速化、未把握のPCB廃棄物等の全数把握の早期化
- JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の処理完了
- 低濃度PCB廃棄物の処理促進及び期限内処理の履行

## 事業スキーム



## JESCO事業所区域ごとの計画的処理期限



低濃度PCB廃棄物の処理期限：  
平成39年3月31日

## 環境省

- PCB廃棄物の期限内処理のための相談窓口設置、専門家派遣
- 調査結果等の整理及び公表
- PCB廃棄物等の早期処理体制の構築

## 経済産業省

- 電気工作物に該当するPCB使用製品の調査・指導
- PCB使用製品の廃止促進
- 電事法データの提供

## 都道府県市

- 効率的かつ早期の掘り起こし調査実施
- 期限内処理に向けた効率的な指導、改善命令、代執行

## イメージ

JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の確実かつ早期処理の完了

